

前橋市公共下水道接続奨励規程

昭和43年9月28日

水道局管理規程第8号

改正 昭和52年3月26日水管規程第1号

昭和55年12月8日水管規程第7号

昭和60年3月30日水管規程第4号

平成3年3月15日水管規程第4号

平成3年6月24日水管規程第13号

平成13年3月19日水管規程第3号

平成14年3月26日水管規程第4号

平成15年3月28日水管規程第3号

平成21年2月12日水管規程第1号

平成23年3月3日水管規程第1号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規程は、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既存のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続することを推進するため、必要な奨励の方法その他について定めるものとする。

(平23水管規程1・一部改正)

(奨励の方法等)

第2条 奨励の方法は、公共下水道に接続させるための工事(以下「公共下水道接続奨励工事」という。)を行う者に対し、工事費を融資する取扱いとする。

2 公共下水道接続奨励工事は、前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋市条例第54号。以下「条例」という。)第6条に規定する下水道排水設備指定工事店が行わなければならない。

3 融資する工事費は、1件につき100万円以内とし、無利子とする。

4 工事費の融資期間は、48か月以内とし、毎月の分納金額は、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が定める。

5 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者の融資期間については、管理者が別に定める。

(昭52水管規程1・全改、平13水管規程3・平15水管規程3・平23水管規程1・一部改正)

(奨励の対象者)

第3条 奨励の適用を受けることができる者は、条例第2条第1項に規定する処理区域内の建物の所有者又は所有者の同意を得た者で、本市に居住し、独立の生計を営み、工事費を納付できる能力のある者とする。

2 前項に規定する者は、市税、水道料金、下水道使用料、都市計画下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金を滞納していない者とする。

(平13水管規程3・平23水管規程1・一部改正)

(工事内容及び対象建物)

第4条 奨励を適用する工事内容及び対象建物は、別表のとおりとする。

(平13水管規程3・全改、平23水管規程1・一部改正)

(奨励の申請)

第5条 奨励の適用を受けようとする者は、公共下水道接続奨励工事申請書(様式第1号)に見積書等(工事費内訳明細)を添付し、条例第5条第1項に規定する排水設備等の計画の確認の申請書の提出と同時に管理者に提出しなければならない。

(昭52水管規程1・全改、平13水管規程3・平23水管規程1・一部改正)

(適用の決定)

第6条 管理者は、奨励の適用の申請があったときは、奨励の適用の可否を決定し、公共下水道接続奨励工事適用決定通知書(様式第2号)又は公共下水道接続奨励工事不適用決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(平13水管規程3・平23水管規程1・一部改正)

(納付金額)

第7条 奨励を適用される者(以下「奨励適用者」という。)が分納する金額は、奨励の適用を受ける工事費とする。

2 管理者は、公共下水道接続工事業者が奨励の適用を受ける工事を完成し、検査に合格したときは、納付額を決定し、公共下水道接続奨励工事納付額決定通知書(様式第4号)により奨励適用者に通知する。

3 奨励適用者は、当該工事費に係る公共下水道接続奨励工事費納付誓約書(様式第

5号。以下「納付誓約書」という。)及び委任状(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

4 奨励適用者は、納付誓約書に連帯保証人(以下「保証人」という。)1人を定めなければならない。

5 保証人は、本市に居住し、独立の生計を営み、かつ、弁済の資力を有すると認められる者でなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

(平13水管規程3・全改、平23水管規程1・一部改正)

(工事費の支払)

第8条 管理者は、奨励適用者が納付誓約書及び委任状を提出したときは、当該工事費を工事業者に支払う。

(平13水管規程3・一部改正)

(分納の方法)

第9条 奨励適用者は、管理者が発行する公共下水道接続奨励工事費納入通知書兼領収書(様式第7号)により、毎月の分納金を管理者が指定する期日までに納付しなければならない。

(昭52水管規程1・一部改正、平13水管規程3・旧第10条繰上・一部改正、平23水管規程1・一部改正)

(納付の延期)

第10条 奨励適用者が、災害、盗難、疾病その他やむを得ない理由により、期間内に分納金を納付できないときは、管理者にその延期を申請し、管理者が許可したときは、納付を延期することができる。

(平13水管規程3・旧第11条繰上・一部改正)

(損害等の費用負担)

第11条 分納期間中の排水設備(条例第2条第1項に規定する排水設備をいう。以下同じ。)等の破損、漏水等による修繕又は滅失等による損害は、すべて奨励適用者の負担とする。

(平3水管規程4・一部改正、平13水管規程3・旧第13条繰上・一部改正、平23水管規程1・旧第12条繰上・一部改正)

第12条 工事の施行中又は着手前において、奨励適用者の責に帰する理由により、工事が中止となった場合は、その時期までに要した費用は、奨励適用者の負担とす

る。

(平13水管規程3・旧第13条繰上、平23水管規程1・旧第13条繰上)

(届出の義務等)

第13条 奨励適用者は、次の各号のいずれかに該当するとき(第1号に該当するときはその相続人)は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 住所又は氏名(法人の場合にあっては、法人の名称又は代表者名)を変更したとき。

(3) 差押を受け、又は破産したとき。

(4) 公共下水道に接続した建物を譲渡し、転貸し、又は取り壊そうとするとき。

(平13水管規程3・旧第15条繰上・一部改正、平23水管規程1・旧第14条繰上・一部改正)

(保証人の変更等)

第14条 奨励適用者は、保証人が資格を失い、又は死亡したことにより新たに保証人を定めようとするとき、又は保証人を変更しようとするときは、管理者に連帯保証人変更届(様式第8号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 奨励適用者は、保証人が住所又は氏名を変更したときは、管理者に届け出なければならない。

(平13水管規程3・旧第16条繰上・一部改正、平23水管規程1・旧第15条繰上・一部改正)

(繰上げ納付)

第15条 奨励適用者が、分納期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、工事費の未納額を直ちに納付しなければならない。

(1) 排水設備等を譲渡し、又は廃止しようとするとき。

(2) 公共下水道に接続した建物を譲渡し、又は取り壊そうとするとき。

(平13水管規程3・旧第17条繰上・一部改正、平23水管規程1・旧第16条繰上・一部改正)

(損害賠償)

第16条 奨励適用者は、この規程に違反し、そのため本市に損害を及ぼした場合は、その損害の程度に応じて賠償の責を負わなければならない。

(平13水管規程3・旧第17条繰上、平23水管規程1・旧第17条繰上)

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(平13水管規程3・追加、平23水管規程1・旧第18条繰上)

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際前橋市水洗便所普及奨励規則(昭和43年前橋市規則第23号)によりなされた手続その他の行為は、この規程によりなされたものとみなす。

附 則(昭和52年3月26日水管規程第1号)

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の前橋市水洗便所普及奨励規程第7条第1項の規定は、この規程施行の日以後の奨励の申請から適用し、同日前までに奨励の申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和55年12月8日水管規程第7号)

- 1 この規程は、昭和55年12月15日から施行する。
- 2 この規程による改正後の前橋市水洗便所普及奨励規程第7条第1項の規定は、この規程施行の日以後の奨励の申請から適用し、同日前までに奨励の申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和60年3月30日水管規程第4号)

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の前橋市水洗便所普及奨励規程第7条第1項の規定は、この規程施行の日以後の奨励の申請から適用し、同日前までに奨励の申請のあったものについては、なお従前の例による。

付 則(平成3年3月15日水管規程第4号)

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の前橋市水洗便所普及奨励規程第7条第1項及び第13条の規定は、この規程施行の日以後の奨励の申請から適用し、同日前までに奨励の申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成3年6月24日水管規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月19日水管規程第3号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日水管規程第4号）

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に前橋市行政手続条例の施行に関する前橋市水道局管理規程等の一部を改正する規程により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（平成15年3月28日水管規程第3号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月12日水管規程第1号）

この規程は、平成21年2月12日から施行する。

附 則（平成23年3月3日水管規程第1号）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の前橋市水洗便所普及奨励規程の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の前橋市公共下水道接続奨励規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

（平13水管規程3・追加、平23水管規程1・一部改正）

工事内容	くみ取り便所の改造	汚水系統	屋内に設ける給排水衛生器具、床組、フローリング、腰壁工事及び屋外に設ける汚水ます又は排水管から公共下水道に至るまでの排水設備等水洗化に必要とする部分
	の改造	雨水系統	屋外に設ける雨水ます又は排水管から公共下水道又は道路側溝等に至るまでの排水設備で水洗化に必要とする部分
	浄化槽の接続切替	汚水系統	浄化槽の撤去及び屋外に設ける汚水ます又は排水管から公共下水道に至るまでの排水設備等水洗化に必要とする部分
		雨水系統	屋外に設ける雨水ます又は排水管から公共下水道又は道路側溝等に至るまでの排水設備で水洗化に必要とする部分

対象建物	公共下水道に接続する既存建物
------	----------------

様式第1号(第5条関係)

公共下水道接続奨励工事申請書

年 月 日

(あて先)前橋市公営企業管理者

前橋市公共下水道接続奨励規程に基づく奨励の適用を受けたいので申請します。

住所 町 丁目 番 号
番地
(ふりがな)
申請人 氏 名 印
生年月日 年 月 日生
職 業 電話
勤務先 電話

工 事 種 別	1 くみ取り便所を水洗便所に改造し公共下水道に接続させるための工事 2 既存のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続させるための工事
工事施行者(指定工事店)の名称及び所在地	名称 所在地
公共下水道接続場所	町 丁目 番 号 番地
分 納 期 間	か月
建物所有区分	自 家(用途:) 借 家(用途:)
借家の場合 建物所有者の承諾	公共下水道への接続を承諾する。 所 有 者 住所 氏名 印
使用予定者	申 請 人 借 家 人()
連 帯 保 証 人	住 所 町 丁目 番 号 番地 (ふりがな) 氏 名 印 電話

※ 審 査 事 項	申 請 人	連 帯 保 証 人
市 税 の 完 納 証 明 書 の 確 認	滞納:(有・無)	滞納:(有・無)
水 道 料 金 の 確 認	滞納:(有・無)	滞納:(有・無)
下 水 道 使 用 料 の 確 認	滞納:(有・無)	滞納:(有・無)
都市計画下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金の確認	滞納:(有・無)	滞納:(有・無)

注1 申請書の提出時に申請人、連帯保証人の市税の完納証明書を添付してください。

2 印は、印鑑登録印を押印してください。

3 ※の欄は、記入しないでください。

様式第 2 号(第 6 条関係)

公共下水道接続奨励工事適用決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名

様

前橋市公営企業管理者



前橋市公共下水道接続奨励規程第 6 条の規定に基づき、奨励の適用を決定したので通知します。

記

奨励適用者は、速やかに排水設備指定工事店に工事を着手するよう依頼してください。

様式第 3 号(第 6 条関係)

公共下水道接続奨励工事不適用決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名

様

前橋市公営企業管理者



前橋市公共下水道接続奨励規程第 6 条の規定に基づき、奨励を適用しないことを決定したので通知します。

記

奨励を適用しない理由

様式第 4 号(第 7 条関係)

公共下水道接続奨励工事納付額決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名

様

前橋市公営企業管理者

印

前橋市公共下水道接続奨励規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、納付額を決定したので
通知します。

記

1 納付金額

円

2 分納金については、公共下水道接続奨励工事費納入通知書兼領収書により、指定期日
までに納入してください。

3 融資を受ける奨励工事費の支払について、同封の公共下水道接続奨励工事費納付誓約
書及び委任状に署名捺印をし、提出してください。

様式第 5 号(第 7 条関係)

印
紙

公共下水道接続奨励工事費納付誓約書

私は、奨励の適用を受けるのに当たり、前橋市公共下水道条例及び前橋市公共下水道接続奨励規程を遵守し、管理者が定める期日までに次の分納工事費を納入することを、連帯保証人連署のうえ誓約します。

工 事 費							円
-------	--	--	--	--	--	--	---

納入期間 年 月 日から(回) 年 月 日まで

分納金額 第 1 回 円
第 2 回以後 円

納入方法 誓約人に送付する公共下水道接続奨励工事費納入通知書兼領収書により毎月末日までに納入する。

年 月 日

住 所	町	丁目	番	号
	(ふりがな)		番地	
誓 約 人	氏 名			Ⓜ
	職 業		電話	
	生年月日	年	月	日生
住 所	町	丁目	番	号
	(ふりがな)		番地	
連帯保証人	氏 名			Ⓜ
	職 業		電話	
	生年月日	年	月	日生

(あて先)前橋市公営企業管理者

注 誓約人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第6号(第7条関係)

委 任 状

(あて先)前橋市公営企業管理者

私が奨励の適用を受け、融資を受ける工事費については、前橋市公営企業管理者から
工事施行業者に支払うよう委任します。

奨励工事施行業者

名称

所在地

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名



注 この委任状は、すべて委任者が記入してください。

様式第7号(第9条関係)

年度 公共下水道接続奨励工事費納入通知書兼領収書

収 入 番 号	住 所		
	氏 名		
納 入 金 額	総 額	分 納 金 額	
	円	円	
納 入 期 間	年 月 から 年 月 まで		
連 帯 保 証 人			
住 所			
氏 名			

上記金額を毎月末日までに取扱金融機関又は水道局に納入してください。

年 月 日
前橋市公営企業管理者 印

<p style="text-align: center;">公共下水道接続奨励工事費 領 収 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">年度区分</td> <td>収 入 番 号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第 回分 年 月</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">納入金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p>前橋市公営企業管理者</p>	年度区分	収 入 番 号			納入金額	円	<p style="text-align: center;">年度 公共下水道接続奨励工事費納入済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">収入番号</td> <td>第 回分 年 月</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">納入金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>上記の金額納入済につき通知します。</p> <p style="text-align: center;">(あて先)前橋市水道局企業出納員</p> <p>下水道収益 営業収益 受託工事収益 受託工事代</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	収入番号	第 回分 年 月			納入金額	円
年度区分	収 入 番 号												
納入金額	円												
収入番号	第 回分 年 月												
納入金額	円												

様式第 8 号(第 14 条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

(あて先)前橋市公営企業管理者

住 所
氏 名



前橋市公共下水道接続奨励規程第 14 条第 1 項の規程に基づき、連帯保証人を次のとおり変更したいので、届け出ます。

公 共 下 水 道 接 続 場 所					
工 事 種 別		1 くみ取り便所の改造			
		2 浄化槽の切替			
奨励適用者	住 所			生年月日	年 月 日
	氏 名	印	職 業	電 話	
旧 連 帯 保 証 人	住 所			生年月日	年 月 日
	氏 名	印	職 業	電 話	
新 連 帯 保 証 人	住 所			生年月日	年 月 日
	氏 名	印	職 業	電 話	
変 更 理 由					
納 入 状 況	納 入 金 総 額	円	分 納 金 額	円	
	納入開始年月日	年 月 日	最終納入月	年 月	
	納 入 済 金 額	円	未納入金額	円	
	分 納 期 間	か月			
摘 要				受 付	

注 新たに連帯保証人となる人の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(平 1 3 水管規程 3 ・ 全改、平 1 4 水管規程 4 ・ 平 1 5 水管規程 3 ・ 平 2 1 水管規程 1 ・ 平 2 3 水管規程 1 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(平 1 3 水管規程 3 ・ 全改、平 1 5 水管規程 3 ・ 平 2 3 水管規程 1 ・ 一部改正)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

(平 1 3 水管規程 3 ・ 追加、平 1 5 水管規程 3 ・ 平 2 3 水管規程 1 ・ 一部改正)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

(平 1 3 水管規程 3 ・ 追加、平 1 5 水管規程 3 ・ 平 2 3 水管規程 1 ・ 一部改正)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(平 1 3 水管規程 3 ・ 追加、平 1 4 水管規程 4 ・ 平 1 5 水管規程 3 ・ 平 2 3 水管規程 1 ・ 一部改正)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

(平 1 3 水管規程 3 ・ 追加、平 1 4 水管規程 4 ・ 平 1 5 水管規程 3 ・ 一部改正)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

(平 1 3 水管規程 3 ・ 追加、平 1 4 水管規程 4 ・ 平 1 5 水管規程 3 ・ 平 2 3 水管規程 1 ・ 一部改正)

様式第 8 号 (第 1 4 条関係)

(平 1 3 水管規程 3 ・ 追加、平 1 4 水管規程 4 ・ 平 1 5 水管規程 3 ・ 平 2 3 水管規程 1 ・ 一部改正)